

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 61 件

国民年金関係 21 件

厚生年金関係 40 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 49 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 40 件

神奈川県国民年金 事案 3907

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から同年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続については憶えていないが、国民年金保険料については、私の妻が送付されてきた納付書により夫婦二人分を一緒に郵便局の窓口で納めていたことを憶えている。申立期間の保険料についても、同様の方法により納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が送付されてきた納付書により夫婦二人分を一緒に郵便局の窓口で納付したと主張しているところ、当時、同郵便局は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、その妻が納付していたとする保険料額は実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は5か月と短期間であり、申立人の妻は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、夫婦共に保険料を前納している期間も確認できることから保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から同年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続については憶^{おぼ}えていないが、国民年金保険料については、送付されてきた納付書により夫婦二人分を一緒に郵便局の窓口で納めていたことを憶^{おぼ}えている。申立期間の保険料についても、同様の方法により納付したはずであり、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により夫婦二人分を一緒に郵便局の窓口で納付したと主張しているところ、当時、同郵便局は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、夫婦共に保険料を前納している期間も確認できることから保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間①当時は、生活保護を受けていたので、申立期間①の国民年金保険料の納付は免除されていたはずである。

昭和 58 年 7 月に結婚した後に、昭和 58 年度 1 年分の国民年金保険料を市役所内の銀行で納付し、その後、57 年度 1 年分の保険料を過年度納付し、59 年度及び 60 年度の保険料もそれぞれ 1 年分をまとめて同市役所内の銀行で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 7 月に結婚した後に、昭和 58 年度 1 年分の国民年金保険料を市役所内の銀行で納付し、その後、57 年度 1 年分の保険料を過年度納付し、59 年度及び 60 年度の保険料もそれぞれ 1 年分をまとめて同市役所内の銀行で納付したと主張しているところ、57 年度の保険料は、59 年 1 月にまとめて過年度納付されていることが、申立人が所持する領収書により確認できることから、申立人の主張と一致する。

また、申立人の夫は、申立期間②の国民年金保険料について、毎年、1 年分の保険料をまとめて申立人に渡した旨証言している上、その夫の申立期間②当時の標準報酬月額は、最高等級で推移していたことが確認できる

ことから、その夫は、申立期間②の保険料を納付するだけの資力を有していたものと推認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その当時は、生活保護を受けていたので、申立期間①の国民年金保険料の納付は免除されていたはずであると主張しているが、申立人は、免除の届出手続についての記憶が曖昧である上、申立人の特殊台帳には、申立期間①当時申立人が居住していたとする市を管轄する社会保険事務所（当時）に移管された旨の記載が無いことから、申立人が、当該市において国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間①の保険料の免除の届出を行っていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①当時居住していたとする市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人が、同市において国民年金の加入手続きを行い、別の手帳記号番号により申立期間①の国民年金保険料の免除の届出を行っていたとも考えにくい。

さらに、申立期間①の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間①の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 55 年 3 月まで

昭和 54 年 7 月ごろ、私は、勤務先を退職したため、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書で納付していたが、保険料の月額や納付場所は記憶に無い。申立期間当時は厚生年金保険の無い会計事務所に勤務しており、国民年金の加入手続を行ってからは未納の無いように保険料を払っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 55 年 7 月ごろと推認され、手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったことから、金融機関で納付書により申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には不自然さが見当たらない。

また、申立期間は 1 回、かつ 10 か月と短期間であり、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることに加え、申立期間当時、申立人の居住地及び職業の変更はなく、生活状況に変化は認められないことから、申立期間の保険料の納付が困難な状況にあったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年8月まで

私は、平成8年6月に勤めていた会社が倒産したため、妻が、区役所で私の国民年金の加入手続及び妻の種別変更手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に一括納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月に勤めていた会社が倒産したため、その妻が、区役所で申立人の国民年金の加入手続及びその妻の種別変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、その妻が夫婦二人分を一緒に一括納付したと主張しているところ、その妻の同年同月の被保険者資格の種別変更手続は、適切に行われ、申立期間の保険料は、同年11月に一括で納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻は、自分が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した旨証言している。

さらに、申立人は、過去に厚生年金保険の資格を喪失した際に、国民年金に加入し、再び厚生年金保険に加入するまでの2か月の国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から41年3月まで
② 昭和42年4月から44年11月まで
③ 昭和45年6月
④ 昭和48年2月
⑤ 昭和51年1月から同年3月まで

私の妻は、国民年金の加入手続を区役所で行った。申立期間①、②、③、④及び⑤について、それぞれどのように国民年金保険料を納付していたかは分からないが、保険料の納付を促す通知がくれば必ず納付していたはずである。申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、オンライン記録によると、申立人は、昭和51年1月30日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、任意加入手続を行ったにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、任意加入後の期間について、申立期間⑤を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

2 一方、申立人の夫は、申立期間①、②、③及び④について、申立人がそれぞれ国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人は

既に他界していることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持していた領収証書によると、申立人は、昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの期間の国民年金保険料を、54 年 10 月 1 日に第 3 回特例納付により納付したことが確認できるものの、申立期間①、②、③及び④を含むその後の期間については特例納付により保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立期間③及び④について、申立人が所持していた年金手帳には、当該期間の国民年金保険料を納付するために切替手続を行った形跡は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3913

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の妻は、昭和 47 年ごろ、役所から何か通知がきて、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に来ていた集金人に、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、私の妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付し始めてからは、途中の期間の保険料を納付しなかったことは無いはずなのに、申立期間の保険料が、夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間の前後の国民年金保険料を、夫婦共に納付しており、その前後を通じて申立人及びその妻の住所及び職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、特殊台帳によると、夫婦共に、申立期間当時、未納とされていた期間である申立期間直前の昭和 46 年度及び 47 年度の国民年金保険料の納付書が発行され、そのうち 47 年度の保険料が過年度納付されており、申立期間のうち、48 年度の未納とされている期間にも、納付書が発行されていることが確認できることから、現に過年度納付された 47 年度と同様に、申立期間の保険料が過年度納付されたと推認しても特段不合理ではない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間後、国民年金保険料をすべて納付し、60 歳到達後も任意加入して保険料を納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3914

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 47 年ごろ、役所から何か通知がきて、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に来ていた集金人に、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付し始めてからは、途中の期間の保険料を納付しなかったことは無いはずなのに、申立期間の保険料が、夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間の前後の国民年金保険料を、夫婦共に納付しており、その前後を通じて申立人及びその夫の住所及び職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、特殊台帳によると、夫婦共に、申立期間当時、未納とされていた期間である申立期間直前の昭和 46 年度及び 47 年度の国民年金保険料の納付書が発行され、そのうち 47 年度の保険料が過年度納付されており、申立期間のうち、48 年度の未納とされている期間にも、納付書が発行されていることが確認できることから、現に過年度納付された 47 年度と同様に、申立期間の保険料が過年度納付されたと推認しても特段不合理ではない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間後、国民年金保険料をすべて納付し、60 歳到達後も任意加入して保険料を納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年10月

私は、昭和50年5月に会社を退職したときに、市役所で国民年金の加入手続を行った。

昭和50年5月から51年10月までの期間の国民年金保険料は、私が市役所に出向き、納付書で納付していた。

申立期間当時、母親から、「国民年金保険料は必ず納めておくように。」とよく言われていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所等に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和50年5月から同年12月までの期間及び51年4月から申立期間②直前の同年9月までの期間の国民年金保険料は、現年度納付されていることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できる上、その途中の申立期間①の保険料は納付されていたものと推認できることから、申立人が、1か月と短期間である申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月及び同年8月

私は、昭和43年に会社を辞めたので、区役所で国民年金の加入を行った。国民年金保険料は、集金人に納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に会社を辞めたので、区役所で国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、同年4月に国民年金に任意加入していることが、申立人の特殊台帳により確認でき、同年同月から申立期間直前の同年6月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人が、国民年金に任意加入しておきながら、加入後間もない2か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人の妻の特殊台帳から、その妻は申立人と同日に国民年金に任意加入していること、その妻の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料は申立人と同日に納付されていること、及びその妻の申立期間の保険料はその当時納付済みとされていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで
② 平成 8 年 3 月

私は、昭和 60 年ごろに、国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、1 か月当たり 6,000 円から 7,000 円程度を金融機関で未納とならないように納付していた。また、申立期間②については、付加保険料も含めて毎月納付していた。

申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立期間①の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している期間も見られるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 11 か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、当該期間の定額保険料は平成 8 年 9 月に過年度納付されていることがオンライン記録から確認ができ、付加保険料は

過年度納付により納付することができないことから、当該期間の付加保険料は納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から60年3月まで

私は、昭和60年1月に夫が会社を退職し、自営で仕事を始めることになったので、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができると言われ、納付書のような紙をもらった。後日、夫の開業資金が不足していたこともあり、義父から50万円を借り、その中から20万円から30万円ほどを使い、市役所又は金融機関で保険料を納付した。申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和60年1月に市役所で国民年金の加入手続を行った際、職員から過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができると言われ、保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、61年1月であると推認でき、その時点では、申立期間のうち、60年1月から同年3月までは強制加入期間であったため、保険料をさかのぼって納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したことを友人に話したと主張しているところ、その友人は、申立人から、未納となっていた期間の保険料をまとめて納付した話を聞いたことがあると証言している。

2 一方、申立期間のうち、昭和55年1月から59年12月までについて、申

立人は、国民年金の加入手続を行った後、過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているが、納付期間については3年か2年であったかもしれないと述べるなど、保険料の納付に係る記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、上述のとおり、昭和61年1月であると推認でき、申立期間のうち、55年1月から59年12月までの期間は任意の未加入期間であり、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、上述した申立人の友人は、申立人から、未納となっていた期間の国民年金保険料をまとめて納付した話を聞いたことがあると証言しているものの、申立人が納付したとする保険料額及び納付期間については不明である。

加えて、申立人が申立期間のうち昭和55年1月から59年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から59年4月まで
② 平成7年4月から10年12月まで

申立期間①については、昭和54年ごろ、元妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、56年12月ごろ、私だけ住民票を異動し、転居した先の区役所で、私が保険料を納付していた。

申立期間②については、昭和60年ごろ、国民年金の再加入手続を行い、その後、転居した先の市役所でも国民年金保険料を納付し続け、納付が遅れたときもあったが、そのときは、後から納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、夫婦が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和54年8月ごろと推認され、会社退職後に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と一致する。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和54年4月から、申立人が単身で住民票を異動する直前の56年11月ごろまでは、その元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその元妻は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、その元妻自身の保険料は、当該期間について、納付済みとなっていること、及び夫婦二人で国民年金の加入手続を行っておきながら、その元妻の保険料のみ納付し、申立人の保険料を一度も納付していなかったとは考えにくいことから、申

立内容に不自然さは見られない。

- 2 一方、申立期間①のうち、申立人が単身で住民票を移したとする昭和 56 年 12 月から 59 年 4 月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳に申立人が転居した先の住所が記載されていないこと、及び国民年金被保険者名簿に申立人の名簿が存在しないことを踏まえると、申立人は転居時に国民年金の住所変更手続を行っていなかったものと推認され、納付書は発行されず、国民年金保険料の納付は行えなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間②について、当該期間の一部は、平成 9 年 1 月からの基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務処理の電算化が図られていた状況下において記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、申立期間以外にも、国民年金の未加入期間及び保険料の未納が散見されるなど、納付を裏付ける特段の事情はうかがえなかった。

加えて、申立期間①のうち昭和 56 年 12 月から 59 年 4 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 10 月に結婚したことを契機に、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が 20 歳になったときからの保険料も含めて、納付書により、自宅近くの郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅近くの郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 45 年 10 月ごろと推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である上、加入手続のみを行い加入直後の申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 53 年 4 月から平成 22 年 2 月までの国民年金保険料については、私的な理由により納付することができなかったが、国民年金加入当初の保険料については、昭和 46 年 12 月に転居する前に、自宅近くにあった郵便局で、申立人の貯蓄の中から納付していたことを鮮明に記憶して

おり、その主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで、国民年金保険料も納付してくれていた。結婚後、夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。夫の仕事が忙しいときは、私が納付することもあったが、詳しいことは憶^{おぼ}えていない。

夫が自分の国民年金保険料だけを納付するはずがなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

結婚後、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしている申立人の主張については、申立人及びその夫の特殊台帳から確認できる範囲では、夫婦同日に保険料を納付していることから、特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間当時、申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないこと、及び申立期間について、申立人の保険料を納付していたとするその夫も納付済みであることを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の特殊台帳では、申立期間の前年度の昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの期間は未納とされているが、オンライン記録では納付済みとなっており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から42年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和56年1月から同年3月まで

私が20歳になった時、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと聞いている。当時は、家業を手伝っており、保険料の月額については100円か200円だったと思う。結婚した後の申立期間③及び④については、納付方法や納付場所等をはっきり憶^{おぼ}えていないが、私が納付をしていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化があったとは認められないこと、及び当該期間は、6か月と短期間であり、申立人の保険料を納付していたとするその母親も納付済みであることを踏まえると、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 申立期間③及び④について、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は、いずれも3か月と短期間であること、及び申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然であ

る。

また、申立人は、結婚後においては、当該期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人の特殊台帳の備考欄に、申立人が 20 歳に到達する前の期間である昭和 39 年 1 月に「納付不要」、同年 2 月から同年 6 月には「時効消滅」のゴム印が押されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

また、申立人は、その母親から「20 歳になったから国民年金に加入して、国民年金保険料を払っている。」と聞いたとしていること、及び当時の保険料額について、100 円又は 200 円であったとしており、その額は実際の保険料月額と合致していることなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期は、国民年金手帳記号番号の払出日や任意加入被保険者の資格取得日などから、昭和 40 年度中と推認され、加入手続を行いながら、昭和 42 年 3 月まで国民年金保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親及び当時申立人と同居していたとする申立人の兄は、いずれも資格取得月から保険料の納付がされていないことに加え、申立人のみについて資格取得月にさかのぼって保険料の納付を行ったことをうかがわせる特別な事情は見当たらないことから、39 年 10 月の資格取得月にさかのぼって保険料の納付があったと推認することは困難である。

以上のことを踏まえると、申立人は、加入手続時点で現年度納付が可能な昭和 40 年 4 月から国民年金保険料の納付を開始し、42 年 3 月までの期間について納付したと考えるのが自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、同年 10 月から 43 年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月及び同年7月

私は、昭和52年12月ごろ、夫に勧められたため、区役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していた。

私は、付加保険料と併せて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和52年12月以降、申立期間を除き、付加保険料も含め、国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付しており、申立期間の直前に当たる昭和54年4月に転居した後、住所変更手続を適切に行っていることから、途中の申立期間のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、特殊台帳によると、申立期間は、付加保険料のみが納付済みとなっているが、制度上、国民年金保険料（定額分）を納付せずに付加保険料のみを納付することはできないため、行政側の記録管理が適切に行われていなかったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月、同年3月及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月及び同年3月
② 昭和51年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和40年ごろ、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで母親が親子3人分の国民年金保険料を納付していた。結婚後は、私の妻が母親から国民年金手帳を引き継ぎ、妻が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料については、私の両親及び妻は納付済みとなっているのに、私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、親子3人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人の両親の保険料は納付済みとなっていることから、その母親が申立人の保険料についても納付していたものと考えても不自然ではない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和40年4月ごろと推認でき、申立期間①は国民年金保険料を納付することが可能な期間であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 申立期間②について、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その妻は、申立期間当時、自分が夫婦二人分の保険料を納付していた旨証言している上、その妻の申立期

間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、妻が納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、夫婦が申立期間当時居住していた区では、その当時、金融機関において納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

- 3 申立人は、申立期間①及び②を除いて国民年金保険料が納付済みとなっている上、前納している期間も見られることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ2か月及び3か月と短期間である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 49 年 6 月まで

私は、結婚してからしばらくたった昭和 48 年 1 月ごろ、義母の勧めにより区役所で国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、加入手続を行った当初は、自宅に来た集金人に納付し、その後は近所の郵便局で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後しばらくしてから国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、昭和 48 年 1 月に任意加入していることがオンライン記録から確認でき、任意で加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の夫は、「当時、自分の母が妻(申立人)に対し、国民年金に加入するよう勧め、妻が保険料を納付している話を聞いたことがある。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 18 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 5 月に会社を退職したことをきっかけに、市役所で国民年金の加入手続を行った。52 年 5 月に結婚するまでは、母親が私の分も含めて国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間の母親の保険料は納付済みとなっており、私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚するまでの国民年金保険料はその母親が自身の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その母親は申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月から 42 年 3 月まで

私の妻は、私が昭和 36 年 10 月に会社を退職して自営業を始めた同年 12 月ごろ、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、はっきりとは憶^{おぼ}えていないが、妻が夫婦二人分を一緒に区役所の出張所で、毎月納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、確認できる範囲において夫婦はほぼ同時期に保険料を納付している上、その妻は、当該期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の特殊台帳では、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間について、第 2 回特例納付により保険料が納付されたことをうかがわせる形跡が確認できる上、当該期間は強制加入期間であることから、特例納付により保険料を納付することは可能であった。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 40 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の記憶は曖昧^{あいまい}であることから、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 3383 (事案 458 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和43年6月19日に、資格喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正し、同年6月から同年10月までの標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月ごろから同年11月ごろまで

昭和43年6月ごろから同年11月ごろまで、私はA社に正社員として勤務していた。当初の申立ての際は当該事業所のことを思い出せなかったが、転職のきっかけはB社での経験(営業成績)を買われA社の社員から誘われたためであり、また、社員を数人引き連れて来た場合は一つの課を持たせるとの話があったため、名前や人数は思い出せないが、B社の社員を引っ張ってきたことを思い出したので、再度、当該同僚等の被保険者記録を調べた上で、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社の上司、同僚等の氏名を思い出せず、また、同社は既に現存しておらず、当時の事業主の連絡先も不明のため、申立てに係る勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料等が無いこと等により、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、B社からA社に転職した経緯に関し、B社から社員をA社に引っ張ってきたことを思い出

したと述べているところ、申立人の供述どおり同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち1名が、当該資格を取得する直前にB社の被保険者であった者（以下「C氏」という。）と確認できる。

また、今回申立人が新たに提出した申立人自身の当時の写真を見たC氏は、「申立人と一緒に仕事をしたことは間違いないが、当時の記憶は不鮮明のため、A社に転職した経緯までは思い出せない。」と述べているが、同氏の被保険者記録によると、申立期間に当たる昭和43年6月12日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月19日にA社における被保険者資格を取得していることが確認できることから、C氏が、申立人が主張するB社からA社に転職した経緯に関係する同僚であると推認できる。

さらに、今回、申立人は「当時同じフロアーには50名前後の社員がいた。」と述べているところ、A社が適用事業所となった当時から適用事業所でなくなる直前まで被保険者記録のある元社員のうち、2名に連絡が取れ、そのうちの1名は、当時の従業員人数を50名程度と回答している。

加えて、上記元社員2名は、「申立期間当時、A社は全盛期であり、社員は全員厚生年金保険に加入していたと思う。」と述べているところ、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社には常時50名以上の被保険者がいたことが確認でき、また、同社の厚生年金保険被保険者資格の取得日と直前の事業所の被保険者資格の喪失日との間に空白期間が無い者や、同社の被保険者資格を取得後、数日から数週間で喪失している者が散見されることから、同社は、ほぼすべての社員について、入社と同時に被保険者資格を取得させていたと推認することができる。

これら今回新たに判明した事実を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人はA社の入社日及び退職日について、「入社日は、B社からA社に引っ張ってきた社員と同時期か相違しても一週間程度しか変わらない。」「退職日は、A社を退職後次の事業所に転職するまでの期間は数日から数週間程度あったため、11月中だと思う。」と述べていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、C氏の資格取得日と同日である昭和43年6月19日とし、喪失日は同年11月30日とすることが妥当である。

また、昭和43年6月から同年10月までの標準報酬月額については、上記C氏の標準報酬月額から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番

が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 6 月から同年 10 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年3月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年2月1日から同年9月1日まで
② 昭和32年4月29日から同年7月3日まで
③ 昭和35年3月1日から36年4月1日まで
④ 昭和36年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた一部の期間、B社E工場から同社F工場に異動した期間及びC社（又はD協同組合）に勤務していた期間の被保険者記録が欠落している。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の在職証明書により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「当時の手続書類などは保管しておらず、古いことなので不明であるが、申立人は正社員であり、正社員はすべて厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

しかし、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年3月1日であることが確認でき、申立期間のうち、同年2月1日から同年3月1日までの期間については、同社は厚生年金保険

の適用事業所となっていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和 31 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 31 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、上述のとおり、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、このほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B 社に継続して勤務（同社 E 工場から同社 F 工場に異動）していたとしているが、同僚調査においても、申立人が同社 E 工場あるいは同社 F 工場に勤務していたとの証言は得られない上、同社が保管する同社 E 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人が昭和 32 年 4 月 29 日に同社 E 工場を退社（期間満了）したとの記載が確認できる。

また、B 社 F 工場に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、同社 F 工場において、別の記号番号で昭和 32 年 7 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間③及び④について、申立人が同僚であったと記憶する 2 名のうち 1 名は、連絡先が不明であり、ほかの 1 名は、「申立人を覚えているが、申立人の勤務期間までは記憶していない。」と供述していることから、勤務実態が確認できない。

また、D 協同組合において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会した結果、いずれも「申立人を記憶していな

い。」と供述している上、D協同組合は既に適用事業所でなくなっていることから、勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認ができない。

なお、C社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、商業登記簿においても所在が確認できない。

このほか、申立期間③及び④における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月1日から19年1月1日まで

私は、昭和14年4月1日にA社に入社し、終戦後に会社が一時的に無くなった期間を除いて、55年4月1日の定年まで継続して勤務していたが、18年9月1日から19年1月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。会社の名前は何度か変わったが、継続して勤務していたのは確かなので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に入社した複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和14年4月1日にA社B所に入社して以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、19年1月1日に同社C所D工場で労働者年金保険の被保険者資格を再取得するまで同社B所に勤務していたものと認められる。

また、申立人と同様にE業務を行っていた同僚6名は、申立期間において、A社B所で労働者年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和18年8月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、100

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの労働者年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年12月9日までの期間については厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年12月9日と訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和20年12月9日から21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を21年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年10月1日から25年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C工場における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和24年10月1日）及び同資格取得日（昭和25年10月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から21年4月1日まで
② 昭和24年10月1日から25年10月1日まで

夫は、昭和12年3月15日にA社に入社し、一時期戦争で召集を受け休職となったものの、復職してから定年退職するまで継続して勤務しており、この間は厚生年金保険料も控除されていたと思うので申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B社から提出された人事記録、退職者一覧台帳、入営応召者復職待遇原簿及び復員社員受付簿(以下「人事記録等」という。)によると、申立人は、昭和12年3月15日にA社に入社し、56年9月20日に退職と記載されていることから、申立人が申立期間において同社及びその関連会社に勤務していたことが確認できる。

申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年12月9日までの期間については、入営応召者復職待遇原簿及び復員社員受付簿により、申立人が17年2月20日に軍に召集され、20年12月9日に復員したことが確認でき、当該期間は、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定に基づき、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間は、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入することとされている。

したがって、当該期間は、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年12月9日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における入営応召者復職待遇原簿の記録から60円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和20年12月9日から21年4月1日までの期間については、A社における入営応召者復職待遇原簿の記録から、申立人が同社の関連会社に在籍出向している期間であり、月給80円を支給されていたことが確認できる。

また、事業主は、「当時の出向者に関する規定は保存されていないが、給与額に見合った保険料控除を行っていたと思う。」としており、申立人と同時期に復員したとする複数の同僚の厚生年金保険被保険者期間に空白期間が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における入営応召者復職待遇原簿の記録から80円とすることが妥当である。

なお、事業主が、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、上記の「人事記録等」から、申立人が当該期間において、A社の労働組合の専従職員であったことが確認できるところ、当該労働組合によると、「当組合が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日より前については、組合専従期間といえども、A社において厚生年金保険の被保険者となっているはずである。」と回答している。

また、申立人と同様、申立期間②当時に労働組合の専従職員であったとする同僚 3 名は、オンライン記録において、いずれも厚生年金保険被保険者としての記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立人が、当該期間より後に組合専従職員となった昭和 26 年 5 月から 32 年 6 月までの期間については、申立人は、A社C工場において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 24 年 9 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日及び資格取得日に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人の昭和 24 年 10 月から 25 年 9 月までに係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間①のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、上記の「人事記録等」から事務職であったことが確認でき、筋肉労働者ではなかったと考えられることから、この期間は労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日の期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社に係る標準賞与額の記録を平成16年12月24日は48万7,000円、17年7月25日は42万8,000円、18年7月25日は48万3,000円、同年12月26日は55万2,000円及び19年7月25日は48万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月26日
⑤ 平成19年7月25日

私は、A社に勤務していた間の平成16年12月、17年7月、18年7月、同年12月及び19年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間の賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書の保険料控除額から、平成16年12月24日は48万7,000円、17年7月25日は42万8,000円、18年7月25日は48万3,000円、同年12月26日は55万2,000円及び19年7月25日は48万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与の支給を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和58年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月1日から同年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社の記録が無い旨の回答をもらった。同社の社長とは以前に勤務していた会社で一緒に働いていたので面識があり、B職として採用された。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び複数の同僚の証言並びに業務内容に関する申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

さらに、A社の事業主及び複数の同僚は、試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得している旨を証言している。

加えて、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務内容である同僚のA社における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと思われると回答しているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 6 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 5 日から 31 年 3 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 15 日から 38 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)から平成 21 年 12 月 4 日付けの「厚生年金保険の期間照会について(回答)」が届き、A社に勤務していた期間及びB社に勤務していた期間については脱退手当金を受給しているため、年金額の計算には算入されないという回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した覚えがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間のC社及びD社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、4回の被保険者期間のうち、中間の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間はいずれも同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から5か月後に別の事業所に再就職していることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和28年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは6,000円、同年10月から29年9月までは7,000円、同年10月から30年9月までは8,000円、同年10月から31年10月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月20日から31年11月1日まで

私は、昭和25年ごろにA社に入社し72歳まで勤務していたが、同社の厚生年金保険の新規適用日である28年4月20日から31年11月1日までの期間の加入記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたものと認められる。

一方、A社は昭和28年4月20日に厚生年金保険の適用事業所となっている（以下「新適」という。）ところ、申立人及び複数の同僚が供述した同日時点での従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の同日時点での被保険者数がおおむね一致することから、同社では、新適日において勤務していたほぼすべての従業員を、同日に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、申立人が業務を指導していたとする複数の同僚は、申立期間中である昭和29年8月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、申立人は、事業主の親族であると述べているところ、申立人を除く親族である複数の同僚は、A社の新適日において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の申立期間における標準報酬月額から、昭和28年4月から同年9月までは6,000円、同年10月から29年9月までは7,000円、同年10月から30年9月までは8,000円、同年10月から31年10月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の申立期間に係る資格取得の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年4月から31年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和26年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月10日から27年1月1日まで

私は、昭和24年4月1日から56年12月1日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では、同社本社から同社B工場に転勤した26年12月10日から27年1月1日までの加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社B工場の元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の事業主は、「当時の資料は残っていないので確認できないが、申立人は当該期間正社員であり、昭和26年12月10日に転出し、同日に同社B工場に着任していると思うが、暮れのことでの処理が遅れて年明けの1月1日に資格取得の届出を社会保険事務所(当時)に対して行った可能性がある。」と述べているところ、同社B工場の同僚2名のうち1名は、「年明けからは通常の業務に就くために、前年12月に異動し、暮れまでに社宅への引っ越しを済ませていた可能性もある。」と証言しており、もう1名の同僚は、「辞令を出す本社が、異動日

を間違えることは考えられないので、申立人は同年 12 月 10 日に異動した
と思う。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場におけ
る昭和 27 年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000
円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行し
たか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認でき
る関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得な
い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事
業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社
会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資
料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成11年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成11年6月11日にA社に入社し、同年7月31日に退職したため厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年8月1日となるはずである。しかし、厚生年金保険被保険者記録によると、資格喪失日が退職日と同日の11年7月31日になっており、1か月の欠落が生じているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者離職票により、申立人が平成11年6月11日にA社に入社し、同年7月31日に退職したことが確認できる。

また、平成11年7月28日に作成された申立人と事業主の合意書には「平成11年7月1日から同月31日までの社会保険料を同月21日から同月31日までの給与額から控除する。」との記載があり、事業主及び申立人の署名及び押印が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年6月の社会保険事務所（当時）の記録から59万円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成 11 年 7 月 31 日として提出したと回答していることから、事業主が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月14日から同年7月1日まで

私は、昭和47年2月14日から48年1月21日までA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間における被保険者記録が欠落している。47年5月22日付けの同社の辞令を持っているので、勤務していたことは確かであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年5月21日から同年7月1日までの期間については、雇用保険の記録、A社の辞令及び同僚の証言から、申立人は同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の総務担当者は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と証言している。

さらに、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚に照会したところ、回答のあったすべての同僚が厚生年金保険の加入期間と勤務していた期間は同じであると証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月21日から同年7月1日までの期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、不明であると回答しているが、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、健康保険組合における健康保険被保険者資格の取得日と同日になっており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年2月14日から同年5月21日までの期間については、上述のとおりA社においては厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていたとの総務担当者の供述があるところ、申立人は雇用保険の被保険者となっていない。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態をうかがえる供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成13年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年11月30日から同年12月1日まで
私は、A社には平成13年6月ごろから同年11月一杯まで勤務しており、同年11月及び同年12月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、被保険者期間は同年10月だけになっているので、同年11月についても被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成13年12月14日に支給された同年11月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、給与の支払方法は当月末日締め翌月15日払いであり、厚生年金保険料は翌月控除である。」としている。

さらに、上記の事業主は、「申立人の所持している平成13年12月14日に支給された同年11月分の給与明細書から判断して、申立人は同年11月一杯まで勤務していたと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する上記の給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成13年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月17日から同年7月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社（現在は、D社）に入社し、平成9年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、同社B支店から同社C支店に転勤した際の記録が欠落しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持する辞令及び同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和38年6月17日と記録されているが、D社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届においては、申立人の資格喪失日は、同年7月1日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年7月1日に申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から23年3月7日までの期間について、事業主は、申立人が21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年3月7日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年4月から同年12月までは150円、22年1月から同年5月までは360円、同年6月から23年2月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から24年2月ごろまで
私は、学校を卒業した翌月の昭和21年4月1日からA社で正社員としてB業務をしていた。

同期入社と同僚や上司の名前を覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年4月1日から23年3月7日までの期間については、オンライン記録、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人と同姓同名で生年月日の月だけが異なる、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人は同社の被保険者資格を昭和23年3月7日に喪失しており、その記録は、上記の基礎年金番号に未統合の被保険者記録と一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業

主は、申立人が昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23 年 3 月 7 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿により、昭和 21 年 4 月から同年 12 月までは 150 円、22 年 1 月から同年 5 月までは 360 円、同年 6 月から 23 年 2 月までは 600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 3 月 7 日から 24 年 2 月ごろまでについて、申立人は、A 社に 24 年 2 月ごろまで在籍していたと主張しているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日は 23 年 3 月 7 日であることが確認できる。

また、複数の同僚に照会するも、申立人が昭和 24 年 2 月ごろまで A 社に勤務していたことについて、具体的な証言は得られなかった。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月23日から同年2月4日まで

私は、昭和25年1月にA社B支店から同社C支店に転勤した。しかし、厚生年金被保険者記録によると同年1月23日に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失、同年2月4日に同社C支店において再び同資格を取得となっている。

同一会社内の転勤であり、入社以来継続して勤めているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管するA社の人事記録及び雇用保険記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和25年1月16日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録において、申立人のA社B支店から同社C支店への異動発令日が昭和25年1月16日とされているところ、オンライン記録における申立人の同社B支店の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、同年1月23日と同月内に記録されていることから、申立人の同社C支店における被保険者資格の取得日を同年1月23日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店におけ

る昭和 25 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成13年11月から14年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年11月11日から15年1月31日まで
私は、平成13年11月11日から19年7月31日までA社に勤務していた。

平成15年1月ごろに、会社から厚生年金保険を脱退する旨の説明を受け、それ以降は国民年金の保険料を納付した。

平成13年11月から14年12月までの標準報酬月額について、さかのぼって引き下げられているということだが、そのような説明を受けたことはない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金月間取引明細書の写し及び市民税・県民税課税額証明書により、申立人は、平成13年11月から14年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年11月から14年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（15年1月31日）の後の同年2月6日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられている上、申立人を除く34名の被保険者についても、申立人と同様に標準報酬月額の記録が9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年11月から14年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和34年9月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月7日から同年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和34年9月7日から同年10月1日までの期間が被保険者期間となっていない。私は、32年4月8日にA社に入社し、同社D支店に配属された後、34年9月7日の同社B支店の開設と同日に異動となり、申立期間も同社B支店で継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録及びE異動整理簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和34年9月7日に同社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B支店は、申立期間後の昭和34年10月1日から厚生年金保険の適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所としての記録が無いが、同社B支店は法人の事業所

であり、事業所が保管する職員異動整理簿により、同年9月7日の同社B支店の開店日には12人の職員の在籍が確認できることから、同社B支店は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の資料が無く不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 3400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成4年3月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年3月9日まで

私は、平成元年4月1日にB社に入社し、現在に至るまで同社及び同社の子会社に継続して勤務しているが、厚生年金保険の被保険者記録では、子会社のA社から子会社のC社に異動になった時期の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成4年3月9日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出を誤り、保険料を納付していないとしていることから、事業主が平成4年2月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から45年9月までは2万4,000円、同年10月から46年9月までは3万3,000円、同年10月から47年9月までは4万2,000円、同年10月から48年9月までは5万2,000円、同年10月から49年9月までは6万4,000円、同年10月は6万8,000円、同年11月から50年6月までは8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から50年7月1日まで

私は、昭和44年4月1日から50年6月30日までの期間、A社（現在は、D社）B支店C営業所に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社の人事記録カード及び社会保険台帳により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店C営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年7月1日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録の被保険者番号とD社が保管している社会保険台帳に記載されている申立人の被保険者番号が同一であることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月1日

に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者記録から、昭和44年4月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から45年9月までは2万4,000円、同年10月から46年9月までは3万3,000円、同年10月から47年9月までは4万2,000円、同年10月から48年9月までは5万2,000円、同年10月から49年9月までは6万4,000円、同年10月は6万8,000円、同年11月から50年6月までは8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は平成17年4月1日からA社に勤務し、19年3月31日付けで退職した。厚生年金保険の被保険者記録では、同日が同社の被保険者資格喪失日とされ、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳（平成19年4月25日給与支払分の欄）には、申立人に係る、厚生年金保険料控除額が記載されている。

さらに、A社に照会したところ、「平成19年3月の厚生年金保険料は、同年4月25日に支給した給与から控除した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳に記載されている申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成19年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤り、保険料は納付していないとしており、また、事業主が申立人の資格喪失日を平成 19 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）C工場の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年7月までは20円、同年8月から19年7月までは50円、同年8月から20年11月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年4月10日から20年12月1日まで
厚生年金保険被保険者記録によると、昭和17年4月10日から20年12月1日までのA社に勤めていた期間が被保険者期間となっていない。入社時からの同僚には17年から被保険者記録があるため、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場における被保険者名索引簿により、申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者手帳記号番号が確認でき、当該番号は厚生年金手帳記号番号払出簿の写しにより、同社C工場において昭和17年4月10日の資格取得日で払い出された申立人と同姓同名で同一生年月日の記録であることが確認できる。

また、上記の手帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の写しにより、A社C工場における申立人と同姓同名で同一生年月日の昭和17年4月10日から20年12月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者

記録であり、A社C工場の事業主は、申立人が同社C工場において昭和17年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し（厚生年金保険料の控除については昭和17年6月1日から）、20年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、厚生年金保険被保険者資格の取得日については、被保険者資格期間に算入されるのは労働者年金保険料の徴収が開始された昭和17年6月1日以降の期間となることから、同日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年7月までは20円、同年8月から19年7月までは50円、同年8月から20年11月までは90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年3月10日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年3月10日に、同資格の喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月ごろから36年7月1日まで

私は、昭和35年9月ごろから36年6月末日までA社で勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和36年3月10日から同年7月1日までの期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社で申立人と同じ業務に従事していたとされる複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数とオンライン記録における厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、複数の同僚は、「自身のA社に係る被保険者期間と実際の勤務期間には相違が無い。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年

3月10日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同時期に入社した2名の同僚の当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も死亡しているため不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年9月ごろから36年3月10日までの期間については、複数の同僚が、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」旨を供述しているところ、申立人が、自らと同時期に入社したとする同僚2名のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年3月10日であることが確認できる。

また、A社において昭和36年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、私よりも後に入社してきた。」と述べている。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで
私が、A社に勤務していた昭和 55 年 10 月から 56 年 2 月までの標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料の控除額と相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料明細書から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（32 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 3406

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 2 月から同年 7 月までは 3 万 3,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険加入記録を確認したところ、昭和 37 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の年金記録が欠落しているが、私は B 社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B 社の関連会社である A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一である者が、昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿における厚生年金保険記号番号は、申立人の B 社に係る番号と同一であることから、上記の記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 37 年 2 月から同年 7 月までは 3 万 3,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 31 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35 年 7 月 6 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 31 年 4 月から同年 7 月までは 9,000 円、同年 8 月から 32 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 33 年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から 34 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 35 年 6 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 35 年 7 月 6 日まで

私は、A 社に昭和 31 年春に入社し、35 年 7 月ごろまで継続して勤務していたが、同社に勤めていた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和 31 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35 年 7 月 6 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人が A 社の同僚として名前を挙げた者に確認したところ、同社には申立人と同姓の者はいなかったと述べていることから、前記の記録は申立人の記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 31 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35 年 7 月 6 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険

者記録から、昭和 31 年 4 月から同年 7 月までは 9,000 円、同年 8 月から 32 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 33 年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から 34 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 35 年 6 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年4月22日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年7月から38年7月までは1万円、同年8月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年3月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月28日から40年4月22日まで
私は、昭和37年6月にA社B工場に入社し、40年4月に同社C工場へ異動したが、同社B工場での厚生年金保険の被保険者記録の一部が欠落しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社B工場における資格喪失日は、昭和40年4月22日と記録されている。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人を除く同僚4名は、いずれもA社B工場における資格喪失日が昭和40年4月22日と記載されているところ、オンライン記録においても、その資格喪失日は同日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年4月22日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場におけ

る昭和 37 年 6 月の記録及び同僚の同社 B 工場における申立期間の記録から、37 年 7 月から 38 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 39 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 40 年 3 月までは 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)D支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月25日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和41年4月1日に入社し、47年6月25日に同社C支店から同社D支店に転勤となり、平成11年9月30日に退職するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和47年6月25日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和47年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を納付する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和33年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月26日から同年4月26日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に入社し、同社C支店に配属となった。33年4月26日に同社本店に転勤となり、61年11月30日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和33年4月26日に同社C支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を納付する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年10月1日まで
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額がその前後の年に比べ16万円も低い金額で記録されている。当時の給与明細書等は保管していないが、標準報酬月額が極端に下がれば生活も変わるはずであるが、生活が変わったという記憶は無い。会社の担当者に問い合わせたところ、その様なことは考えられないとも言われた。調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時使用していた給与計算ソフトでは、賃金台帳と算定基礎届は連動しており、賃金台帳の金額のとおり算定基礎届を行い、当該金額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したはずである。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成16年4月1日にA社に入社し、19年3月31日に退社した。申立期間については給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録により、申立人は同社に平成19年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持する平成16年4月の給与明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できることから、A社においては、厚生年金保険料は当月控除方式であったと認められるところ、申立人の所持する19年3月分給与明細書から、厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年3月分給与明細書の厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、過失により平成19年3月31日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として資格喪失の届出を行ったと回答している上、事業主が申立人の資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年1月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成元年5月から同年9月までは22万円に、同年10月から2年9月までは24万円に、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年1月21日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、標準報酬月額が、平成元年5月から同年11月までは6万8,000円に、同年12月から2年2月まで8万円となっているが、申立期間当時の給与は、約22万円であった。また、被保険者資格の喪失日が2年3月31日となっているが、雇用保険の記録によると離職日が3年1月20日となっているので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年5月から同年9月までは22万円、同年10月から2年9月までは24万円、同年10月の定時決定以降は26万円と記録されていたが、3年3月7日付けで、元年5月から同年11月までは6万8,000円、同年12月以降は8万円に引き下げられており、同日にほかの2名の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社が適用事業所でなくなった平成3年3月31日より後の4年3月6日に、申立人が2年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が行われ、同日にほかの2名の被保険者についても同様の処

理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人の所持する預金通帳から確認できる申立期間の一部期間に係るA社からの給与振込額は20万円を超えている上、雇用保険の記録により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社において会計を担当していたとする者は、「同社は、申立期間において、社会保険料を滞納していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、社会保険事務所において、当該標準報酬月額の特減処理及び資格喪失処理を行う合理的な理由はなく、有効な処理があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年1月21日であると認められる。また、申立期間に係る標準報酬月額は、元年5月から同年9月までは22万円、同年10月から2年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和59年2月4日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年7月から同年9月までは22万円、同年10月から59年1月までは20万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から59年2月4日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社における被保険者資格喪失日が昭和58年7月31日となっているが、同社には59年5月まで勤務していた。給与明細書及び58年分の源泉徴収票の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和58年7月31日となっているが、同年10月の定時決定の記録が取り消されている上、当該喪失に係る進達日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）日である同年7月31日より後の59年2月4日と記録されている。

また、A社の全喪日後の日付けであった厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、全喪日にさかのぼって訂正されている者や、昭和58年10月の定時決定の記録を取り消されている者が複数確認できることから、同社は、同年7月31日において、適用事業所の要件を満たしていたと認められ、

全喪処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の事業主は、「社会保険料を滞納していたため、さかのぼって全喪の処理をした。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和58年7月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失に係る進達日である59年2月4日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和58年7月から同年9月までは22万円、同年10月から59年1月までは20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和46年5月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

オンライン記録では、A社で昭和46年4月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社で同年5月1日に被保険者資格を再取得したことになるが、その間も継続して勤務していた。A社から関連会社のB社に転籍となったもので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金が保管する申立人の企業年金基金加入者台帳及びD健康保険組合が発行する健康保険加入証明書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、上述の企業年金基金加入者台帳によると、申立人が昭和46年5月1日にA社でE厚生年金基金（現在は、C企業年金基金）の加入員資格を喪失し、同日にB社で同資格を再び取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、C企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入資格の取得届及び喪失届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）に提出していた。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年5月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険

事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間におけるC企業年金基金の記録及びA社における昭和46年3月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和48年6月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月11日から同年6月30日まで

私は、昭和48年4月2日にA社に入社し、それ以来、現在に至るまで、同社に継続して勤務しているが、「ねんきん特別便の年金加入履歴」によると、同年6月11日から同年6月30日までの記録が無い。申立期間は同社C事業場から同社B事業場に異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、この期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社C事業場において昭和48年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月11日に同資格を喪失後、同年6月30日に同社B事業場において被保険者資格を再取得している。

しかし、雇用保険の記録及びA社保管の従業員名簿から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同じ昭和48年6月11日にA社C事業場で厚生年金保険被保険者資格を喪失後にほかの事業場に異動した者7名の被保険者記録を確認したところ、7名全員が資格喪失日と同日に異動先の事業場で被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人の同社B事業場における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同日にすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月1日から60年3月16日まで
社会保険事務所に確認したところ、A社に役員として勤務していた期間のうち昭和58年11月1日以降の標準報酬月額が6万円となっていた。当時は40万円ぐらいの報酬であったので、正しい標準報酬月額に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人について、昭和58年10月の定時決定により41万円と記載されていた標準報酬月額が、同年11月の月額変更により6万円となっていることが確認できる。

しかし、当該被保険者名簿には、申立人と同様に、月額変更によって従前の標準報酬月額が著しく低額に記録されている者が複数確認できる上、「月変取消」及び「算定訂正」と記載されている者が6名確認できるところ、当該取消し及び訂正の処理が行われたのは、A社が適用事業所でなくなった日（昭和60年3月16日。以下「全喪日」という。）の後の同年4月30日と記載されている。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理は、昭和60年4月30日に行われており、これらのことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたが、同社の全喪日後の同年4月30日付けで、6万円に訂正したものと認められる。

さらに、申立人が所持している源泉徴収票から、申立人は、申立期間に、

41 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、「私はA社の取締役であった。」と述べているが、同僚は、「申立人は、A社の取締役であったが社会保険は関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようなさかのぼった訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年10月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が34万円と記録されているが、実際には36万円のはずである。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、34万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出されたA社が申立期間当時に作成した標準報酬月額等級改定通知書には、申立期間に係る標準報酬月額は36万円と記載されていることが確認できる。

また、A社は、当該通知書の内容は、社会保険事務所へ届け出た内容と同一のものである旨を回答している。

さらに、B健康保険組合が管理する記録「被保険者情報照会」においても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は36万円と記載されていることが確認できる。

加えて、B健康保険組合は、申立期間当時、A社は、同健康保険組合と厚生年金保険の届出は複写式の用紙を使用していた旨を回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円である旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年4月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月5日から43年4月28日まで

私は、季節工としてA社B所に2度勤務したが、1度目に勤務した時の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同姓同名で、生年月日が1か月相違する、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和42年10月5日資格を取得、43年4月28日資格を喪失）が確認できる。

また、申立人は「A社B所には、弟のC氏と同日に入社した。」と述べており、C氏は「申立人と同じ日に入社した。」と供述しているところ、オンライン記録により、同氏が同社B所において昭和42年10月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社B所の事業主は、申立人が同事業所において昭和42年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年4月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年5月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を5年1月から同年9月までは14万2,000円に、同年10月から6年4月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月1日から平成5年1月1日まで
② 平成5年1月1日から6年5月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和61年6月から平成4年12月までと5年1月から6年4月までの標準報酬月額が前月の半額になっていて不自然である。これらの期間においては毎年昇給しており、手取りで18万円から20万円ぐらいあった。給与振込額が確認できる銀行通帳を保管しており給与額を証明できるため、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は当初、平成5年1月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から6年4月までは15万円と記録されていたところ、6年4月26日付けで8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか60名以上の厚生年金保険被保険者についても、同様の標準報酬月額の引下げが行われているが、社会保険事務所において、このような遡及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、滞納処分票により、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人と同様に訂正処理が行われている同僚が所持する当該期間に係る給与明細書によると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成5年1月から同年9月までは14万2,000円に、同年10月から6年4月までは15万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、それ以前の標準報酬月額と比較して著しく低額に記録されている。

しかしながら、当該記録については、さかのぼった訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

また、申立人の所持する預金通帳において、当該期間の一部について、オンライン記録における標準報酬月額を超える給与の振込が確認できるものの、申立人と同様に、当該期間に係る標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額と比較して著しく低額に記録されている同僚が所持する給与明細書によると、オンライン記録における標準報酬月額を超える給与の支給が確認できるものの、控除されている厚生年金保険料はオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月12日

厚生年金保険の記録では、平成16年7月12日に支給された賞与の記録が無い。しかし、事業所が保管している賃金台帳によると、当該賞与は支給されており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(37万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行について、事業主は、賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する平成16年7月12日の標準賞与額(37万円)に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、昭和38年12月11日から39年2月6日までの期間について、A社の事業主は、申立人が38年12月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年2月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和44年6月1日から同年10月17日までの期間について、B社の事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、昭和44年11月1日から45年7月30日までの期間について、C社の事業主は、申立人が44年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年7月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月11日から39年2月6日まで
② 昭和44年6月1日から同年10月17日まで

③ 昭和44年11月1日から45年7月30日まで
A社には、B社（D社から商号変更）に勤務する前、短期間ではあるが勤務していた。自宅から、山ひとつ越えて歩いて通勤した記憶がある。同社には、同僚と一緒にC社に移る直前まで勤務していた。B社の労働組合が分裂して、人間関係が嫌になりC社に移った。同社は、事業創業時であった。しかし、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社の所在地、通勤手段及び事業内容を詳細に記憶していることから判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、資格取得日が昭和38年12月11日、資格喪失日が39年2月6日の申立人と同姓同名であるが、生年月日の異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記の被保険者原票により確認できる妻の氏名及び生年月日はオンライン記録における申立人の妻の記録と一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和38年12月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年2月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から2万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人が昭和39年2月5日から44年10月17日までの期間、D社及び商号変更後のB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、資格取得日が昭和44年6月1日、資格喪失日が同年10月17日の申立人と同姓同名であるが、生年月日の異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該被保険者記録の生年月日は、申立人の当該期間前のD社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の生年月日と同一年月日であることが確認できる。

さらに、上記の未統合の被保険者記録の手帳記号番号は、申立期間①の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の手帳記号番号と一

致する。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 17 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から 6 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人は、「B社で同僚だった人に誘われて、一緒にC社に入社した。」と述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において当該同僚の名前が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、上記の被保険者名簿から、資格取得日が昭和 44 年 11 月 1 日、資格喪失日が 45 年 7 月 30 日の、申立人と同姓同名であるが、生年月日の異なる者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該被保険者記録の生年月日は、申立期間②の前におけるD社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の生年月日と同一年月日である。

さらに、上記の未統合の被保険者記録の厚生年金手帳記号番号は、申立期間①の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の手帳記号番号と一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 44 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 7 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年12月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないものの、友人の勧めにより区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、加入手続の際にさかのぼってすべて納付したと記憶しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人の勧めにより区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に過去にさかのぼって、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから昭和56年2月と推認でき、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、第3回特例納付の実施期間は終了していたことから、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に国民年金の加入勧奨を行ったとするその友人は、申立人に国民年金への加入を勧めた時期は昭和56年以降である旨証言している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、20歳に到達した昭和50年*月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が自身の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする56年2月に保険料を納付した場合、54年1月までさかのぼって納付することが可能であり、オンライン記録によると、申立人の保険料は同年同月分から納付済みとなっていることが確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った56年2月の時点で、さかのぼって納付することが可能な54年1月以降の保険料を一括して納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3929

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 41 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 41 年 2 月まで

私は、20 歳になったころ、国民年金の任意加入についての案内が来たので、国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、郵便局で毎年 1 年分をまとめて納付していたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったころ、国民年金の任意加入についての案内が来たので、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所についての記憶が無く、加入手続を行った当時、国民年金手帳を受領しなかったと述べるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、郵便局で毎年 1 年分をまとめて納付していたと主張しているが、申立期間当時申立人が居住していた区で、納付書による保険料の収納が行われたのは、申立期間後の昭和 45 年 10 月からであることが確認できる上、申立人は、納付金額についての記憶が無く、納付場所についての記憶も曖昧^{あいまい}であることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた区では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が国民年金に加入していた記録は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3930

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 63 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった昭和 59 年に、父親が市役所の支所で行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料は、私が就職する昭和 63 年 3 月まで母親が納付してくれていたと思う。

申立期間が、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 59 年に、その父親が、市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親及び申立期間の保険料を納付したとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする市には、当時、住民登録がされていなかったことが、申立人の戸籍附票により確認できることから、その父親が、同市において、申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする市では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が国民年金に加入していた記録は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年3月までの期間及び同年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から44年3月まで
② 昭和44年9月から48年3月まで

結婚後の昭和48年ごろ、私が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際発行された国民年金手帳は紛失したため再発行されたが、その手帳も紛失してしまった。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、昭和54年か55年ごろ、夫の仕事でまとまったお金が入ったため、納付場所は不明だが、夫が50万円ぐらいを持参して私の分と一緒に過去の未納であった保険料をまとめて納付した。通常は私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、このときは、まとまったお金なので夫が納付したと思う。納付した保険料の金額については具体的な記憶は無いが、50万円よりは多くなかったと思う。今回、ねんきん特別便の記録を見て未納期間があることを知ったが、夫が納付したはずなので申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和54年又は55年ごろ、申立人が50万円ぐらい持参した現金の中から妻の分と一緒に未納であった申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、保険料を納付したとする申立人は既に他界しており、その妻も、申立人が50万円の中からさかのぼってまとめて保険料を納付したという記憶しか無いため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の昭和 44 年 4 月から同年 8 月までの厚生年金保険被保険者の資格記録が平成 18 年 3 月になって追加されていることが確認できることから、申立人が妻の分と一緒に特例納付を行ったとしている昭和 54 年又は 55 年時点においては、申立人は 20 歳からの 41 年*月から 48 年 3 月までの期間が未納とされていたことが推認される。

さらに、申立人の妻は、厚生年金保険加入期間を含めて国民年金保険料を納付した旨を述べていないことに加え、ねんきん特別便が届いた際、社会保険事務所（当時）で記録確認を行ったことにより未納とされている申立期間を認識したとしていることから、特例納付を行ったとする時点で、昭和 44 年 4 月から同年 8 月までの厚生年金保険加入期間に係る保険料を除いた上で、申立期間①及び②の保険料を特例納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 48 年 3 月まで

結婚後の昭和 48 年ごろ、私が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、発行された国民年金手帳は紛失し、現在は再発行されたオレンジ色の手帳を 1 冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、昭和 54 年か 55 年ごろ、夫の仕事でまとまったお金が入ったため、納付場所は不明だが、夫が 50 万円ぐらいいを持参して私の分と一緒に過去の未納であった保険料をまとめて納付した。通常は私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、このときは、まとまったお金なので夫が納付したと思う。納付した保険料の金額については具体的な記憶は無いが、50 万円よりは多くなかったと思う。今回、ねんきん特別便の記録を見て未納期間があることを知ったが、夫が納付したはずなので申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年又は 55 年ごろ、申立人の夫が 50 万円ぐらいい持参した現金の中から申立人の夫の分と一緒に未納であった申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、保険料を納付したとする申立人の夫は既に他界しており、申立人も、50 万円ぐらいいの中からさかのぼってまとめて保険料を納付したという記憶しか無いため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日について、昭和 42 年*月*日であったものが平成 18 年 2 月に昭和 47 年 1 月 1 日に訂正されたことが確認できることから、申立人の夫が夫婦二人分の特例納付を行ったとしている 54 年又は 55 年時点においては、申立人の厚生年金保険被保険者期間について

の記録は把握されておらず、20歳からの42年*月から48年3月までの期間が未納とされていたことが推認される。

さらに、申立人は、厚生年金保険加入期間を含めて国民年金保険料を納付した旨を述べていないことに加え、ねんきん特別便が届いた際、社会保険事務所（当時）で記録確認を行ったことにより未納とされている申立期間を認識したとしていることから、特例納付を行ったとする時点で、昭和42年*月から46年12月までの厚生年金保険加入期間に係る保険料を除いた上で、申立期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月

私の母親は、私が会社を退職した平成7年10月ごろに市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、後日送付されてきた納付書により市役所の出張所で納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成7年10月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、当時の記憶が曖昧であることから、申立期間についての国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った際、申立人の年金手帳を持参したと主張しているが、その年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3934

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

私は、昭和36年の国民年金制度が始まった時期に国民年金の加入手続きを行い、その後すぐに、家に来た区役所の集金人に国民年金保険料を納付し、集金人が年金手帳に細長い領収書を毎月貼^はっていった。それにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の記載から、申立人は、49年11月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続きは同年同月に行われたことも推認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料について、申立期間当初から集金人に納付していたと主張しているが、申立期間当初に居住していた市では、申立期間当初、集金人制度は実施されていなかったこと、及び昭和37年7月から始まった集金人制度では、印紙検認方式で3か月ごとに収納が行われていたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間は141か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年11月まで

私の国民年金について、昭和46年3月に結婚した際、夫が国民年金に加入していたので、私も加入しようと思ひ加入したと思う。国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付は、夫の叔母がしてくれたと思うが、既に亡くなっており、詳細は不明である。結婚を契機に国民年金に加入し、保険料を支払っていたはずであり、申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月の結婚を契機に、申立人の義理の叔母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の義理の叔母は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号に近い任意加入被保険者及び特殊台帳の記録等から、昭和50年12月と推認できる。同年同月の時点であれば、申立期間のうち、強制加入期間であった46年3月から48年2月までの期間については、第2回特例納付によりさかのぼって納付することが可能であったが、申立人からは特例納付の主張も無く、特例納付をうかがわせる形跡も見当たらないこと、及び任意未加入期間であった同年3月から50年11月までの期間については、制度上、さかのぼって納付することが不可能であることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年2月まで

私は、昭和44年1月に小学校のA（職種）になってすぐ、Aは、共済組合の年金に加入できなかったため、夫に国民年金に加入するよう勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入後、郵便局で毎月又は2、3か月ごとに納付書にて国民年金保険料の納付をしたと思う。私は、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月にAを始めてすぐ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は、45年2月ごろと推認でき、申立内容と合致しない。

また、申立人は、申立期間後の資格喪失手続の時期や理由について憶えていないなど、申立期間当時の加入状況についての記憶は曖昧であり、加入を勧めたとするその夫からも申立期間の国民年金保険料の納付状況等について、証言を得ることはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月ごろから 35 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社で昭和 35 年 5 月 1 日に資格取得、36 年 1 月 24 日に資格喪失となっており、被保険者期間が 8 か月となっているが、実際は 34 年 4 月ごろから勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人より早くから働いていた。」と述べている。

また、昭和 34 年 11 月 1 日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「入社から 2 年ぐらいして、会社の事務担当者から、厚生年金保険に入ることになったから住所を教えてほしいと言われ、同僚と一緒に加入した。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同日に 6 名が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の 2 名の同僚は、「厚生年金保険に加入する以前に厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月15日まで

私は、昭和11年11月1日にA社に入社し、17年6月に国外にあった同社B支店に配属となった。同社B支店では、C業務をし、終戦の20年8月15日まで正社員として勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の記録が欠落している。同社の辞令を所持しており勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の辞令及び申立人の申立期間における業務内容の詳細な記憶から、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、最初に被保険者資格を取得した者の資格取得日が昭和19年6月1日となっていることから、同社は、申立期間のうち17年6月1日から19年6月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられる。

また、申立期間において、労働者年金保険法及び当時の厚生年金保険法の適用される区域は、現在の日本国内の「内地」であり、申立人が勤務していたと主張するD地等の「外地」に存在した事業所については、これらの法律が適用されなかったことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として加入できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が記憶するA社に勤務していたとする上司及び同社B支店に勤務していたとする複数の同僚についても、申立期間における厚生年

金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A社も、申立期間当時の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年ごろから 39 年ごろまでの期間のうち約 1 年間
② 昭和 40 年ごろから 43 年 12 月ごろまでの期間のうち約 3 年間
③ 昭和 44 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまで

私は、昭和 38 年ごろ、A 社 B 支店において、各家庭を訪問する営業社員として約 1 年間勤務していた。

A 社 B 支店を退職し、約 2 年間、ほかの仕事に就いていたところ、同社同支店での同僚であり、同社 C 支店の支店長になっていた D 氏の誘いに応じて、同社 C 支店に勤務することになり、各家庭を訪問する営業社員として、約 3 年間勤務した。

A 社 C 支店に約 3 年間勤務した後、E 市にあった同社 F 支店に転勤になり、社員指導を担当する教官として、昭和 44 年 6 月ごろまで勤務していた。当時の支店長が G 氏であったことを覚えている。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「各家庭を営業訪問していたということであれば、販売員であったと考えられる。販売員は、雇用保険を含め社会保険に加入させず、請負の形態をとっていた。」旨の回答をしている。

また、申立人が氏名を挙げた D 氏も、販売員であった申立期間①当時においては、A 社における厚生年金保険の被保険者となっていない上、申立人が同一の業務に就いていたとするほかの 1 名も、同社において厚生年金

保険の被保険者となっていない。

さらに、販売員を経験した後、内勤職員になったとする複数の者から「販売員は厚生年金保険には加入していなかった。」旨の供述があった。

申立期間③について、A社が保管する記録及び上司の証言により、申立人が同社F支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は、当社F支店の指導教官補となったものの、試用期間があったため、厚生年金保険に加入しないまま退職したと考えられる。」と回答している。

また、A社保管の資料によると、申立人が当時同社F支店の支店長であったとするG氏は、販売員から内勤職員になった時点で、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるが、当該資料には、申立人が内勤職員になった旨の記録が無い。

さらに、A社は、「申立期間当時、同一の職場内に、様々な雇用形態の従業員がいた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 20 日から同年 11 月 15 日まで
② 昭和 42 年 9 月 30 日から 43 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 2 月に A 社に入社し、45 年 1 月まで同社の関連会社に勤務していた。同社、B 社及び C 社は D 業を営み、実質同じ会社であった。A 社の事業主は親族でもあったので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 40 年 1 月 20 日）と同日に被保険者資格を喪失した被保険者が多数確認できる。

また、オンライン記録から、当該期間においては、B 社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A 社の事業主及び同僚は、死亡又は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができなかった。

申立期間②については、B 社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 9 月 30 日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、B 社で申立人と同様に昭和 42 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚も C 社で被保険者資格を取得するまでの間に空白期間がある。

さらに、B 社及び C 社の事業主は既に死亡しており、B 社及び C 社の同僚は死亡や所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除

に係る供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年4月1日まで
私は、旧制中学を卒業後、すぐにA社に入社し、B部に配属された。入社1年後、勤務中にけがをし、労災の適用を受けた。申立期間は、間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたので厚生年金保険被保険者記録を回復してほしいと主張している。

しかし、申立人はA社の入社日に係る記憶が曖昧である上に、同社において申立期間の厚生年金保険の加入記録がある同僚6人に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにおいても申立人のA社における資格取得年月日は昭和24年4月1日となっている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和24年4月1日より前には申立人の名前は見当たらず、社会保険事務所（当時）の不自然な事務処理も見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①は、同じアパートにいたA社の支店長に引き抜かれて入社した。当時は、子供が生まれて間もないころで、健康保険被保険者証をもらった記憶があるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②は、A社がなくなった時、B社（現在は、D社）の支店長から声がかかり、部下だった者3名と共に、同社C営業所に移り、班長として勤務していた。子供がまだ小さかったのと、次の子供が生まれるので健康保険被保険者証を作成してもらった記憶があるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人はA社においてE職であったと述べているところ、同僚は、「厚生年金保険の加入は、雇用形態により異なる取扱いをしていた。E職は基本的に加入できないが、基準を満たした社員は加入できた。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚2名のうち1名は、A社において、厚生年金保険被保険者となっていない。

申立期間②について、申立人が提出したD社発行の在籍証明書から判断すると、当該期間にB社C営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、F厚生年金基金は、「申立人は、昭和47年11月1日にB社で

加入しており、同社からの厚生年金基金加入員資格取得届は、複写式の様式であった。」と回答している。

また、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者資格取得日とオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致している。

さらに、申立人は、A社で部下であった3名と共にB社に昭和47年5月1日から勤務していたと供述しているが、3名のうち1名は同年6月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、ほかの2名の被保険者記録は確認できない。

加えて、当該期間において、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から36年1月1日まで
私は、昭和33年7月1日から35年12月31日まで、B業やC業を行っていたA社に勤務していた。新しいビルが完成し、落成式を行った記憶がある。しかし、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社が新しいビルの落成式を行った記憶があると述べているところ、同社の元社員は、同社は申立期間に2棟のビルを建てたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の総務担当者を含む複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人も記憶が曖昧であることから、申立人の勤務期間を特定できない。

また、オンライン記録から、A社は昭和34年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主から供述を得ることができなかったことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 12 月から A 社に勤務し、32 年 2 月末日まで勤務していたのに、厚生年金保険の記録では、2 月末日の退職になっていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 32 年 2 月 28 日まで A 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 3 月 1 日のはずであると主張している。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人のことは覚えているが、いつまで勤務していたかは分からないと供述している上、その他複数の同僚に聴取しても、申立人及び同僚とも勤務期間が短いため、申立人を知らないと供述しており、申立期間の勤務実態については確認することができなかった。

また、事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関して確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和 32 年 2 月 28 日と記録されており、記録内容に不自然さは無く、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月10日から41年3月30日まで
② 昭和41年4月20日から42年3月30日まで

私は、申立期間①において、A社に勤務していた。B市のアパートからバス通勤であった。申立期間②において、C社に勤務していた。D町のアパートから通った記憶がある。いずれの期間も厚生年金保険の被保険者になっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人が当該期間にE職としてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社においてE職をしていたとする者は、「私は日雇として1年ぐらい働いた後、当時の営業部長から勧められ正社員の道を選んだ。当時は、日雇のE職が多かったように思う。」と述べており、同社の事業主代理人は、「E職には、正社員のほかに、アルバイトE職がおり、これらの者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は当該期間において正社員のE職として勤務していたと述べているが、A社で整備をしていたとする者は、「正社員であれば、受持ちの車が決まっているので、車の整備のときは、E職の要望を聞きながら作業を行う。申立人から整備の依頼を受けた記憶が無いので、申立人は正社員のE職ではなかった可能性が高い。」旨を供述している。

さらに、申立人と同じアパートに同居していたとする同僚のE職は、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、申立人はC社において正社員のE職として勤務し

ていたと述べているが、当時、日雇E職の労働者供給事業を行っていたF組合に照会したところ、「申立人は昭和41年6月29日から42年2月8日まで同組合に加入していた記録がある。」との回答であった。

また、F組合によると「当組合が供給したE職はすべて日雇労働者であり、供給先において社会保険に加入することは無かった。」旨を回答している。

さらに、当該期間においてC社の厚生年金保険被保険者となっている同僚17人に照会したものの、申立人の当該期間における雇用形態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月から同年8月まで
② 昭和33年8月から35年8月15日まで

私は、昭和33年2月ごろから同年8月ごろまでA社に、その後同年8月ごろから35年8月15日までB社に、それぞれC職として勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の同僚が申立人はC職をしていたと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社のE職であった同僚は、C職はすぐに辞める人が多かったため、半年ぐらいい見習期間として厚生年金保険には加入させていなかったはずであると供述している。

また、申立人は、C職であった複数の同僚の氏名を挙げているが、当該複数の同僚は、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、B社の同僚の証言及び申立人が平成2年にD社に就職した際に提出した履歴書の記載から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間においてB社の総務担当であった者は、「当時、C職は臨時採用の日雇が多かったと記憶している。C職が本採用になると辞令が交付されていた。本採用になるとC職の人から厚生年金保険被保険者証を預かり、退職の際に説明し確実に返却していた。申立人は雇用形態が臨時採用の日雇と考えられる。日雇者は日雇健康保険に加入させていた。」と証言している。

また、複数の同僚は、「C職は、初めは臨時採用の日給月給であった。入社して2、3年して本採用になり厚生年金保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 23 日から 62 年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）での厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 62 年 10 月 1 日となっているが、私は、同社に 60 年 7 月 23 日から勤務していた。

平成元年 4 月 30 日に退職するまで契約社員として C の仕事をしており、営業所は変わっているが待遇は変わらず継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社が提出した申立人の源泉徴収票によると、申立期間に控除された社会保険料等の金額は、雇用保険料とほぼ一致し、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、自身の雇用形態を「契約社員だった。」としているところ、B 社は、「申立期間当時は、正社員は全員を厚生年金保険に加入させていたが、契約社員については、必ずしも全員を加入させていたわけではなかった。また、理由は不明だが、昭和 62 年 10 月からは、契約社員も全員、入社時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させている。」と回答している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚によると、資格取得日の 2 年ないし 4 年前から勤務していた旨の供述をしているほか、A 社において被保険者資格を取得している理由につい

ては、「同社では正社員ではなかったが、会社から、昭和 62 年 10 月から社員全員を厚生年金保険に加入させることになったと説明があった。」と供述している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 7 月 22 日まで

私は、昭和 33 年 12 月 15 日から 36 年 7 月 21 日まで A 高等学校の実習船 B に乗っていたが、船員保険の被保険者記録では、35 年 1 月 1 日から 36 年 7 月 22 日までの記録が無い。船員手帳にも 33 年 12 月 15 日に雇入れ、36 年 7 月 21 日に雇止めと記載されているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳の記録から、申立人が申立期間において、C 県所有の B に乗船していたことは認められる。

しかしながら、C 県教育委員会発行の履歴証明書から、申立人は、昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 7 月 31 日までの期間は、A 高等学校に正規職員として勤務していたことが確認できる。

また、公立学校共済組合 D 支部の職員は、「申立人は、申立期間において、A 高等学校の正規職員であったため、公立学校共済組合船員組合員期間である。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 49 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 10 月から 49 年 1 月末日まで、A社で経理として勤務していた。しかし、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、国民健康保険に加入したことはなく、無保険であったこともないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の税務関係業務を受託していたとする税理士が、「勤務期間は覚えていないが、申立人は、私の紹介で同社に就職した。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、申立人が、姓のみ又は氏名を記憶している者は、連絡先が不明であり、これらの者から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社は、解散しており、上記の税理士によると事業主は既に死亡しているため、当時の人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
私は、高校を卒業してすぐの昭和 34 年 4 月 1 日に A 社に就職したが、入社してから 1 年間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人とほぼ同時期に A 社に勤務していた同僚に照会したところ、複数の同僚から、「記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日が 1 年程度相違している。」との供述があったことから、同社では、入社後、一定の期間をおいて従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、申立人は、上司 1 名の姓のみを記憶しているが、その姓の従業員は既に死亡しているため、照会することができない。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、昭和 34 年 4 月に A 社に入社したと述べているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいない。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月ごろから 36 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 4 月ごろから 36 年 10 月 5 日まで、A社（現在は、B社）に臨時社員として勤務していたが、35 年 4 月ごろから 36 年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、A社に臨時社員として勤務していたことは推認できる。

しかし、臨時社員として勤務していた期間があると述べている複数の同僚が、「A社には、厚生年金保険被保険者の資格取得日以前から勤務していた。資格取得日以前の期間は厚生年金保険に加入していなかったことを認識している。」、「正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入したが、臨時社員は一定期間厚生年金保険に加入できなかった。」旨供述している。

また、B社に照会したところ、「当時の資料は無い。厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 22 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 22 年 6 月から 23 年 11 月 1 日まで
④ 昭和 23 年 11 月 1 日から 25 年 10 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 21 年 8 月 21 日からとなっているが、同社にはE係として同年 1 月から勤めていた。

B社には、昭和 22 年 4 月から同年 6 月ごろまでE係として勤めていたが、その期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

C社はB社の製品等を販売しており、昭和 22 年 6 月ごろに異動となり、23 年 10 月末日までE係として勤めていたが、その期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

D社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 25 年 10 月 1 日からとなっているが、同社にはE係として 23 年 11 月から勤めていた。

申立期間①から④までについて厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社で勤務していたと主張しているが、当該期間において同社の厚生年金保険被保険者となっている者は、死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱い等について供述を得ることができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び

同社における厚生年金保険の取扱い等について照会をすることができない。

申立期間②について、申立人はB社での業務内容及び所在地を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間においてB社の厚生年金保険被保険者となっている者は、死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から同社における厚生年金保険の取扱い等について供述を得ることができない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、同社における厚生年金保険の取扱い等について照会をすることができない。

申立期間③について、申立人はC社での業務内容、所在地、従業員数等を詳細に記憶している上、同社の複数の同僚と共に当該期間に撮影した写真を所持していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、C社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立人は写真に写っている者以外の同僚の名前を記憶していないとしているところ、写真に写っている者は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及びC社における厚生年金保険の取扱い等について供述を得ることができない。

申立期間④について、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和25年10月1日であり、同社は当該期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者からD社における厚生年金保険の取扱い等について供述を得ることができない。

さらに、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の住所も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱い等について照会をすることができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から同年 11 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社における厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答をもらったが、間違いなく同社に勤務していた。

給与明細書等、厚生年金保険料の控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で厚生年金保険被保険者となっている当時の役員及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が、自身の業務について、作業の指示を受けていたとする同僚2名は、A社において厚生年金保険被保険者となっていない上、同社で厚生年金保険等の手続担当であったとする同僚は、「当時A社では、臨時雇用や有期雇用の労働契約であった従業員も相当数雇っており、そのような勤務形態の者は厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、A社は既に解散しており、事業主及び同社の破産手続を行った管財人は、人事記録等の資料を保管していないとしているため、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月ごろから同年 7 月 2 日まで
私は、公共職業安定所の紹介で、B社内において、A社の社員としてC業務に従事していた。また、後に同社事務所内で働いていたときは、私のほかに女性従業員が二人いたことを覚えているが名前は覚えていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月ごろから同年 7 月 2 日までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の同僚は、「A社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、平成元年から適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の供述をしている。

さらに、事業主は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所となっていないため、厚生年金保険料は控除していない。」と述べており、また、申立人を採用する際の厚生年金保険の加入について、「希望をとったことはなく、当社における社会保険の現況について説明をし、申立人の同意の上で採用を決定した。厚生年金保険料を控除した覚えはない。」と回答している。

加えて、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間直後の昭和 59 年 7 月 16 日から 61 年 3 月 25 日までA社に勤務してい

たことが確認できる上、申立人から提出された雇用保険受給資格者証において、申立人は申立期間当時、基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 28 日から同年 10 月 11 日まで
私は、申立期間について、A社（現在は、B社）に非常勤職員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずだが、この期間の年金記録が無い。

同時期にC社で非常勤職員として勤務していた夫には厚生年金保険被保険者期間があることが確認できており、私に被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の人事異動通知書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 55 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間と同時期にC社に勤務していた夫は厚生年金保険被保険者となっていると述べているが、同社は昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、厚生年金保険の適用事業所としてはA社とは別の事業所であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶が曖昧であり、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 5 月、A 県 B 庁 C 事務所に採用され、臨時的任用職員（教員）として D 市内の E 中学校で勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 63 年 4 月 1 日となっており、それ以前に勤務した期間の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県教育委員会から提出された申立人に係る勤務記録カードにより、申立人が申立期間において、E 中学校の臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 県教育委員会が任用する臨時的任用職員の社会保険の適用については、A 県教育委員会教育長通知（「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」）により、臨時的任用職員の社会保険適用は昭和 63 年 4 月 1 日からとされており、申立期間においては、厚生年金保険の適用対象者としていなかったことが確認できる。

また、公立学校共済組合 A 県支部によれば、E 中学校において臨時的任用職員が厚生年金保険に加入する場合の適用事業所は C 事務所となるが、同事務所（厚生年金保険への新規適用日は昭和 61 年 10 月 1 日）において、昭和 63 年 4 月 1 日より前に被保険者の対象としていた者は非常勤職員（1 週間当たりの勤務時間が常勤職員の 4 分の 3 を超えない範囲で雇用される者）であり、臨時的任用職員は被保険者にしていなかったと回答している。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除さ

れていた記憶が曖昧^{あいまい}であり、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 26 日から 42 年 4 月 21 日まで
私は、昭和 41 年 2 月 26 日から 43 年 1 月 11 日まで、A社に正社員として入社してB業務を行っていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社後 1 年も経過してから厚生年金保険に加入していることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 12 名のうち 6 名は、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、事業主が保管している申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得日は、昭和 42 年 4 月 21 日となっており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 5 日から同年 6 月 16 日まで
私は、A 学校に 1 年通った後、昭和 44 年 4 月 1 日に B 社にインターンとして入社し、インターン修了後も 49 年 7 月 16 日まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた上司の証言により、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録は、B 社を昭和 45 年 4 月 4 日に離職、同年 6 月 16 日に取得となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、オンライン記録により、申立人と同じ昭和 45 年 4 月 5 日に B 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した 42 名のうち、申立人を含む 11 名が、同年 6 月 16 日に同社で被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

さらに、上記の 11 名のうちの複数の同僚は、「インターン修了後、正社員として採用されるためには D 国家試験に合格しなければならなかった。」と供述している。

加えて、B 社は、「申立人の申立期間が該当するかは不明であるが、試用期間があった。また、申立人の申立期間については、届出を行っておらず、保険料の控除もしていない。」旨の回答をしているところ、同社が提出した C 健康保険組合の被保険者資格取得届に記載された申立人に係る資格取得日は、昭和 45 年 6 月 16 日となっており、オンライン記録における

厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
私は、大学卒業前の昭和 53 年 3 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、同年 9 月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の 3 か月間の記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の申立期間における業務内容に関する供述から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人とほぼ同時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、4 名から回答があり、4 名全員が同社では試用期間が 3 か月間から 4 か月間あり、試用期間については、給与から保険料を控除されていなかったと供述をしている。

また、上記の同僚 4 名のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれが記憶する入社日から、3 か月ないし 5 か月後となっていることが確認できる。

さらに、B 社は、当時の資料は保管していないと回答しており、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から同年 8 月 16 日まで

私は、平成 16 年 1 月 1 日から同年 11 月 7 日まで、B 職として正社員の身分で A 社に勤務していた。

A 社は、平成 16 年 8 月に C に移転し、D 社を設立し、この時に当時のスタッフと共に D 社に移った。雇用形態等は全く変わっていないのに私だけ申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主及び同僚の証言から申立人が A 社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 16 年 2 月 2 日であり、申立期間のうち同年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までは厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が就職する前から勤務していた同僚 2 名が平成 16 年 2 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、うち 1 名は、「申立人の採用に当たり、3 か月間の試用期間後に正社員とし厚生年金保険に加入させると事業主から聞いた記憶がある。」と供述しており、事業主も、「3 か月間の試用期間後の 16 年 4 月から厚生年金保険に加入させようと考えていたが、A 社を同年 6 月に廃止し、同年 8 月に新しい会社を別の場所で設立することが決まっていたので、申立人は加入させないで移転後に加入させたと思う。」と回答している。

さらに、事業主から提出された当時の総勘定元帳の預り金勘定に記載さ

れている「従業員社会保険料」の平成 16 年 3 月から 6 月までの額は、新規適用事業所となったと同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 2 名分の社会保険料の額とおおむね一致している。また、申立人が 16 年 8 月 16 日に被保険者資格を取得している 16 年 8 月分の「従業員社会保険料」の額は、申立人を含む 2 名分の社会保険料とおおむね一致している。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 46 年 12 月まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者となっていなかった。私は、以前から交流のあったB社の社長からA社を紹介され、昭和45年12月ごろ同社に入社し、46年12月ごろまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に入社した経緯や事業主の氏名などを具体的に記憶していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和47年3月1日に適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、「会社を創立した昭和45年当時は、事業主を含め従業員は2名又は3名だったので、適用事業所にはなっておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 30 日まで
私がA社に勤務していた期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。パートであったが、月に 20 日から 25 日は勤務しており、厚生年金保険料を給料から控除されていたと思う。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した入社名簿及び退社名簿における申立人の入社年月日及び退社年月日に係る記載から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該名簿における申立人の「区分」欄に「PT」という記載が確認できるところ、A社によると、「PTはパートタイマーを表す記号であり、当時、パートタイマーについては、本人からの申し出があった場合には厚生年金保険に加入させていたが、申し出が無い場合は加入させていなかった。」と回答している。

また、当該名簿において、申立人と同様、「区分」欄に「PT」の記載がある 11 名についてオンライン記録を調査したところ、厚生年金保険の被保険者記録がある者は3名のみであり、そのうちの1名は、「パートも希望すれば厚生年金保険に加入できるということだったので、会社に申し出た。」と供述している。一方、申立人は、「当時、そのような申し出をしたかどうか覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 43 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 8 月から 43 年 1 月末日まで A 社に勤務していた。仕事は、主に販売やレジの業務で、社員寮に住み、1 日の勤務時間は 13 時間、休日は 1 か月に 1 日であった。しかし、同社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社員旅行の写真において、会社名と日付が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、少なくとも撮影日の昭和 42 年 10 月 11 日前後については、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、当時の従業員数について、「20 から 30 人ぐらいだった。」としているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所となった昭和 40 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得している人数は 14 人であることが確認できる。

さらに、上記の写真に 19 人が写っているが、申立人は「全員が参加したわけではない。」としていることから、当該写真の撮影日である昭和 42 年 10 月 11 日時点において、A 社の従業員は 20 人を超えていたことがうかがえるところ、上記被保険者名簿によれば、同日時点での被保険者数は 13 人であることが確認でき、これらのことから、同社では、すべての

従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人も、給与明細書等の資料を所持していないため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3450

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 26 日から同年 8 月 10 日まで
私は、昭和 38 年 3 月 26 日に中学校を卒業し、A 社（現在は、B 社）に就職した。厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 8 月 10 日となっていることは納得できない。同年 8 月前後で給料の手取額が変化した記憶は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶、A 社の事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「A 社では 3 か月ないし 5 か月程度の見習期間があった。」と証言している上、申立人が同期入社として名前を挙げた同僚 4 名も、申立人と同じ昭和 38 年 8 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B 社は、「当時は通常 4 か月程度の見習期間があり、正社員になった際に厚生年金保険へ加入させていた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日まで
私は学校を卒業し、先生の紹介でA社に正社員として入社し、平成 2 年 1 月末まで勤務していた。同社での厚生年金保険被保険者の記録が無いのはおかしいので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 56 年 9 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間においては、国民健康保険に加入していた。」と述べている。

さらに、A社は既に解散している上、同社の元事業主及び経理担当役員に照会を行ったものの、回答を得ることができなかつたため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3452 (事案 91 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 25 日から 30 年 2 月 28 日まで
当初の A 社に係る申立ての第三者委員会の結論の中で、同社発行の在籍証明書により、申立期間について勤務実態は確認できるとしながら、私と同じ係のほかの臨時従業員も、厚生年金保険の加入事実が確認できなかったことから年金記録の訂正は認められないとしているが、申立期間当時の直属の上司の名前を思い出したので、私の厚生年金保険被保険者期間を再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 事業所に係る申立てについては、申立人が申立期間に同社において臨時従業員として勤務していたことは確認できるが、同社においては、申立人と同じ係のほかの臨時従業員についても、厚生年金保険の加入事実が確認できない上、臨時従業員の厚生年金保険に係る賃金台帳、源泉徴収簿等を保管していないと回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況、厚生年金保険料の控除について確認できないことにより、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 17 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時の直属の上司の氏名を挙げ、上司からの情報に基づき調査を行うべきだと主張しているが、当該上司は既に死亡しており、当時の状況を聴取することはできない。

また、申立人が唯一名を挙げた同僚及び当該同僚と同じ係の元社員は、「A 社 B 事業所には臨時従業員から正規従業員になるのに 6 か月に 1 回行われる任用試験があり、これに合格しないと正規従業員になれず、正規従業員にならないと厚生年金保険に加入できなかった。」と証言していると

ころ、上記の同僚は、それぞれ同社に入社してから1年6か月後及び2年5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほかに、申立人から厚生年金保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 25 日から 39 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 2 月 18 日から 39 年 2 月 26 日までの期間のうち、申立期間の記録が無い。社名がB社に変更となり、事業所の所在地も変更になったところであるが、継続して勤務していたので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社はA社が社名変更しただけであり、申立期間においても引き続き勤務していたと述べている。

しかし、A社において昭和 38 年 5 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社において 39 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している複数の者が「A社は申立期間当時、倒産しており、通常の業務をしていたとは考えられない。B社とA社は事業主及び所在地が異なっており、別の会社である。」旨を述べている。

また、オンライン記録において、A社は昭和 38 年 5 月 25 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上記のうちの2名は、「私は申立期間においてA社に勤務していたと思うが、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは国民年金に加入していたので、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、当該2名は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和 59 年 12 月 2 日に解散しており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

なお、B社は、昭和 39 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月ごろから26年8月ごろまで
② 昭和31年1月5日から34年9月21日まで

私は、昭和23年8月ごろから26年8月ごろまでA社に勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、28年9月から34年9月までB社に勤務していた。社名はC社と変わったものの、変わらずにE職であったのに、社名変更後の31年1月5日から34年9月21日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなのに、申立期間の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、事業主の名前、勤務場所及び勤務内容を具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和32年9月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶しているA社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年9月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間①における被保険者記録は無い上、事業主と同じ日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した経理担当者は、「A社は、32年9月にD健康保険組合に加入することになったので、同時に厚生年金保険にも加入した。申立期間①においては、同社は社会保険に加入していないので、厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

申立期間②について、複数の同僚は、B社からC社に社名が変更になった当該期間も一緒に勤務していたと証言していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、昭和31年1月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、社名変更後のC社は適用事業所となっていない。

また、申立人がC社で一緒に勤務していたと記憶している事業主を含む7名は、昭和31年1月5日にB社の厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、別会社に勤務した2名を除く5名のうち3名は、資格を喪失した後の期間において給与から保険料が控除されていたか否かは分からないとしている。

さらに、C社の当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない上、同社は既に解散しており、社会保険及び給与に関する資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年9月15日まで

私は、昭和16年12月ごろG地域にあったA社B所に入社し、E課に配属されてFの仕事をしていた。その後、19年9月10日に、徴用により同僚3人と一緒にC県にある同社D所に配属された。

厚生年金保険の記録では、A社D所での厚生年金保険被保険者の記録はあるが、同社B所での記録は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間であるA社B所での業務内容を詳細に供述していることから、申立期間に同社B所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B所のあったG地域における法律の適用については、特別の法律及び勅令の規定に基づき、別途、勅令により定められていたところ、厚生年金保険法をG地域に適用する勅令は発せられていないことから、G地域に存在した事業所については、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

また、申立人によると、申立期間当時、A社B所に一緒に勤務していたとする申立人の兄及び3人の同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等はなく、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が勤務したと主張している申立期間は、厚生年金保険の適用を受けないG地域にある事業所に勤務していた期間であることから、厚生年金保

険の被保険者であったと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3456

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月ごろから30年12月1日まで
私は、A社に勤務していた。しかし、同社は申立期間において厚生年金保険の加入手続をしてくれなかった。同社の不法行為を見過ごすことはできない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険における申立人のA社での被保険者資格取得日が昭和29年11月1日と記録されていること、及び同社の現在の事業主が「申立人は、申立期間において当社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、「A社は、申立期間について厚生年金保険の加入手続をしてくれず、保険料控除は無かった。」と述べている。

また、同僚も、「A社に昭和25年9月から勤務していたが、厚生年金保険の加入は31年8月であり、同社は入社当時、厚生年金保険に加入させてくれず、保険料控除は行われていなかった。」と証言している。

さらに、上記の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も無いため、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 54 年 6 月から同年 12 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から同年 10 月まで

私は、昭和 50 年 4 月から 54 年 6 月までの期間は A 社に勤務し、同年 6 月から同年 12 月までの期間は B 社に勤務し、55 年 1 月から同年 10 月までの期間は C 社に勤務していた。ねんきん特別便を調べたところ、それぞれの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。それぞれの事業所で、厚生年金保険に加入していたと思っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がそれぞれの申立期間について、A 社、B 社及び C 社に勤務していたことは、それぞれの事業主の供述により推認できる。

しかし、それぞれの申立期間において、A 社、B 社及び C 社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社、B 社及び C 社の事業主は、それぞれ、「個人経営の D 店であったことから、厚生年金保険の適用事業所となっていない。従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。従業員に対しては、国民年金や国民健康保険に加入するよう話していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 49 年 12 月まで

厚生年金保険の記録では、昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで勤務していた A 社及び 48 年 4 月から 49 年 12 月まで勤務していた B 社の厚生年金保険被保険者記録が無い。

A 社は C 区にあった D 商品の商社であり、B 社は C 区にあった E 商品の販売会社であった。私はそれぞれの会社で F 職として勤務していた。社長の氏名は覚えてないが、両社に勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C 区にあった A 社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、C 区を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から供述を得ることができない。

さらに、C 区を管轄する法務局において、A 社と名称及び事業内容が類似する G 社の商業登記の記録が確認できるが、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主は既に死亡しており、元社員の連絡先も不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、B 社に勤務していたと述べているが、オンライン記録により、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない

ことが確認できる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、B社の商業登記簿謄本によって確認できる事業主も連絡先が不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 15 日から同年 11 月 25 日まで
私は、A社に昭和 43 年 4 月 15 日に入社し、同社B営業所において営業の仕事に従事していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、同社での被保険者資格の取得日が同年 11 月 25 日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月 15 日にA社に入社したと主張しているところ、複数の同僚から、申立人が同社に勤務していたとの証言は得られたものの、申立人の入社日について具体的な証言を得ることはできず、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、当時、同僚の一人から、「私の方が、あなたより少しだけ早く入社した。」と言われた旨を供述しているところ、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 43 年 10 月 21 日であり、申立人の資格取得日の約 1 か月前であることが確認できる。

さらに、当時の総務担当者は、「当時は、入社と同時に、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、複数の同僚が、「当時は、試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入した。また、正社員以外の従業員はいなかった。」と供述している。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 43 年 11 月 25 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 52 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間は、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に昭和 47 年に入社した同僚は、「申立人は、47 年か 48 年ごろに入社した。」と述べており、同社の事業主は、「申立人は、いつごろかは覚えていないが4年ほど勤務していた。」と記憶していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「当社は厚生年金保険に加入したことはなく、厚生年金保険料も控除したことはない。」と述べており、オンライン記録からも同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚も「A社において、厚生年金保険料が控除されたことはない。同社に勤務していた期間は、国民年金保険料を納付していた。」と述べている。

さらに、申立人は申立期間における給与明細書等、保険料控除に関する資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 10 日から 14 年 1 月 1 日まで
私は、平成 13 年 1 月 10 日から同年 12 月 31 日までの期間、A 社（現在は、C 社）から B 社に派遣されて勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の賃金台帳から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C 社が保管している申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間については雇用保険料は控除されているが厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人の同僚は、「申立人と同じ期間に A 社から B 社に派遣されていた。当該期間の給与明細書を確認したところ、雇用保険料は給料から天引きされているが、厚生年金保険料は控除されていない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 28 日から 63 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、昭和 62 年 12 月の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、同年 10 月 1 日に同社に入社して、約 3 か月間勤務していた。したがって、同社における厚生年金保険被保険者期間は 3 か月となるはずである。当該期間の厚生年金保険被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人は昭和 62 年 10 月 1 日にA社に入社し、同年 12 月 27 日に同社を退職していることが確認でき、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間と一致している。

また、B健康保険組合は、「申立人はA社において昭和 62 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 28 日に被保険者資格を喪失している。」と回答しており、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金においても、「申立人は同社において昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金基金加入員資格を取得し、同年 12 月 28 日に加入員資格を喪失している。」と回答しており、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。